

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画用途地域の変更（行田市：行田富士見工業団地拡張地区）についての理由を示したものです。

## I. 行田都市計画区域における位置等

行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

### 【行田市：行田富士見工業団地拡張地区】

行田市の東部にあり、東北自動車道羽生インターチェンジから約9kmに位置していません。

## II. 変更理由

### 【行田市：行田富士見工業団地拡張地区】

本地区は、既存の行田富士見工業団地と一体的な産業拠点として整備されることが確実となったことから、全域を製造・物流系の地区として周辺環境と調和した産業団地の形成を図るため、市街化区域への編入とあわせて用途地域を変更するものです。

## III. 変更内容

### 【行田市：行田富士見工業団地拡張地区】

本地区は、工業及び流通業の誘導による周辺環境と調和した産業団地の形成を図るため、以下の表のとおり工業地域を指定します。

新		旧	
種 類	面 積	種 類	面 積
工業地域 (200/60)	約 7.8 ha	無指定 (200/60)	約 7.8 ha
合 計	約 7.8 ha	合 計	約 7.8 ha

( ) 内は 容積率/建蔽率

## IV. 関連する都市計画

本地区の用途地域の変更と合わせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①区域区分（埼玉県決定）
- ②防火及び準防火地域（行田市決定）
- ③地区計画（行田市決定）